

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年岩手県規則第75号）の一部を次のように改正する。

		改正前		改正後				
1	(社会福祉施設等)			(社会福祉施設等)				
	第2条	条例第2条第1号アからカまでの規則で定める施設は、別表のとおりとする。		第2条 条例第2条第1号ア及びエからキまでの規則で定める施設は、別表のとおりとする。				
	別表（第2条関係）			別表（第2条関係）				
	区分	種別	社会福祉施設等		区分	種別	社会福祉施設等	
			社会福祉士	介護福祉士			社会福祉士	介護福祉士
	条例第2条第1号ア	[略]			条例第2条第1号ア	[略]		
	条例第2条第1号イ	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）	県内の身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター又は身体障害者更生相談所	県内の身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設又は身体障害者デイサービス事業を行う施設	条例第2条第1号イ	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）	県内の身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設又は身体障害者デイサービス事業を行う施設	県内の身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設又は身体障害者デイサービス事業を行う施設
条例第2条第1号ウ	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）	県内の知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者更生相談所又は知的障害者デイサービスセンター	県内の知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設	条例第2条第1号ウ	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）	県内の知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、知的障害者更生相談所又は知的障害者デイサービスセンター	県内の知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設	
条例第2条第1号エ	[略]			条例第2条第1号エ	[略]			
条例第2条第1号オ	介護保険法（平成9	県内の介護老人保健施設又は指定居宅サービスに該当	県内の介護老人保健施設、指定居宅サービスに該当す	条例第2条第1号オ	介護保険法（平成9	県内の介護保険施設又は地域包括支援センター	県内の指定介護老人保健施設若し	

<p>年法律 第123 号)</p>	<p><u>する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護を行う施設若しくは基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護を行う施設</u></p>	<p>る通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護を行う施設、基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護を行う施設又は<u>指定介護療養型医療施設</u></p>	<p>年法律 第123 号)</p>	<p>くは<u>指定介護療養型医療施設、指定居宅サービスに該当する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護を行う施設、基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護を行う施設、地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護を行う施設、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護を行う施設又は地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護を行う施設</u></p>	<p>は<u>指定介護療養型医療施設、指定居宅サービスに該当する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護を行う施設、基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護を行う施設、地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護を行う施設、指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護を行う施設、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護を行う施設又は地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護を行う施設</u></p>
<p>条例第 2条第 1号カ 平成17</p>	<p><u>障害者自立支援法</u></p>	<p><u>県内の障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び</u></p>	<p><u>県内の障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び</u></p>		

条例第	[略]		
2条第 1号カ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）	県内の精神保健福祉センター又は精神障害者社会復帰施設	
	[略]		
	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条第13号に規定する施設で県内のもの	
	その他	[略]	
		国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立光明寮、国立保養所、国立児童自立支援施設、国立知的障害児施設等で知事が認める施設	

	年法律第123号)	行動援護を除く。)	行動援護を除く。)
		を行う施設、障害者支援施設、相談支援を行う施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム	を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム
条例第	[略]		
2条第 1号キ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）	県内の精神保健福祉センター	
	[略]		
	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条第14号に規定する施設で県内のもの	
	その他	[略]	
		国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等で知事が認める施設	

2 別表（第2条関係）

区分	種別	社会福祉施設等	
		社会福祉士	介護福祉士
条例第 2条第	児童福祉法（	県内の母子生活支援施設、児童養護	県内の知的障害児施設、知的障害児

別表（第2条関係）

区分	種別	社会福祉施設等	
		社会福祉士	介護福祉士
条例第 2条第	児童福祉法（	県内の母子生活支援施設、児童養護	県内の障害児入所施設又は児童発達

1号ア	昭和22 年法律 第164 号)	施設、知的障害児	<u>通園施設、盲ろう</u>	1号ア	昭和22 年法律 第164 号)	施設、障害児入所	<u>支援センター</u>
		施設、知的障害児	<u>あ児施設、肢体不</u>			施設、児童発達支	
		<u>通園施設、盲ろう</u>	<u>自由児施設又は重</u>			援センター、情緒	
		<u>あ児施設、肢体不</u>	<u>症心身障害児施設</u>			障害児短期治療施	
		<u>自由児施設、重症</u>				設、児童自立支援	
		<u>心身障害児施設、</u>				施設、児童家庭支	
		<u>情緒障害児短期治</u>				援センター又は児	
		<u>療施設、児童自立</u>				童相談所	
		<u>支援施設、児童家</u>					
		<u>庭支援センター又</u>					
		<u>は児童相談所</u>					
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成24年4月1日から施行する。